

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成14年法律第53号				
不利益処分の種類	汚染土壌処理業の許可の取消し等の場合の措置命令	根拠条項	第27条第2項				
処分基準	<p>（許可の取消し等の場合の措置義務）</p> <p>第27条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>						
	<p>汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）</p> <p>（許可の取消し等の場合の措置義務）</p> <p>第13条 法第27条第1項の汚染土壌処理業者が講ずべき特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置は、次により講ずるものとする。</p> <p>一 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し第5条第十八号の管理票を交付しなければならないこと。</p> <p>二 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行うこと。</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次	- 1 NO

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法		法令の番号	平成14年法律第53号			
不利益処分の種類	汚染土壌処理業の許可の取消し等の場合の措置命令		根拠条項	第27条第2項			
処分基準	<p>三 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から3月以内に1回、及びその後3月以内ごとに1回、採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日以後においては、この限りでないこと。</p> <p>イ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合</p> <p>ロ 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が規則第31条第1項の基準に適合している場合</p> <p>ハ 当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日以後2年間継続して地下水基準に適合している場合</p> <p>四 埋立処理施設にあっては、汚染土壌の埋立てを行った場所（以下この号において「埋立地」という。）への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること。</p> <p>イ 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあっては、埋立地の表面を土砂で50センチメートル以上覆えば足りること。</p> <p>ロ 埋立地の表面をコンクリートで10センチメートル以上又はアスファルトで3センチメートル以上覆うこと。</p> <p>ハ イ又はロと同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆うこと。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法		法令の番号	平成14年法律第53号			
不利益処分の種類	汚染土壌処理業の許可の取消し等の場合の措置命令		根拠条項	第27条第2項			
処分基準	<p>五 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うとともに、当該自然由来等土壌構造物利用施設であつた施設の内部に雨水その他の水が滞留するおそれがある場合にあつては、当該場所の表面を遮水シートで覆うことその他の措置により、当該自然由来等土壌構造物利用施設であつた施設の内部に雨水その他の水を滞留させないこと。</p> <p>六 自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、自然由来等土壌の飛散及び流出を防止するための措置として自然由来等土壌を利用した場所の表面を土砂で50センチメートル以上覆うこと又はこれと同等以上の効果を有する方法により当該場所の表面を覆うこと。</p> <p>2 第5条第十九号の規定は、第1項第一号の場合について準用する。この場合において、第5条第十九号中「再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）」とあるのは「第13条第1項第一号の処理を委託された汚染土壌処理業者」と、「前号」とあるのは「同号」と、「当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者」とあるのは「当該処理を委託した法第27条第1項の汚染土壌処理業者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 法第27条第1項の汚染土壌処理業者は、次の各号に掲げる措置を講じたときは、それぞれ当該各号に定める日までに、その結果を様式第五による報告書により、都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>一 第1項第一号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日</p> <p>二 第1項第二号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から120日</p> <p>三 第1項第三号の措置 同号の測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日</p> <p>四 第1項第四号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日以内</p> <p>五 第一項第五号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日</p> <p>六 第一項第六号の措置 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	目次

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令の番号	平成 1 4 年法律第 5 3 号				
不利益処分の種類	汚染土壌処理業の許可の取消し等の場合の措置命令	根拠条項	第 2 7 条第 2 項				
処 分 基 準	<p>4 都道府県知事は、前項の報告（同項第二号に係るものに限る。）があった場合には、当該報告に係る土地の区域について、法第 6 条第 1 項又は第 1 1 条第 1 項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該報告に係る調査は、土壌汚染状況調査とみなす。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	有明海再生・環境課	交付 機関	有明海再生・環境課	目次 NO	- 4